

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松田直久

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(津市支所及び出張所処務規程の一部改正)

第 1 条 津市支所及び出張所処務規程(平成 18 年津市訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条並びに第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 6 条並びに別表第 5 から別表第 7 までの規定中「助役」を「副市長」に改める。

(津市庁議及び幹部会議に関する規程の一部改正)

第 2 条 津市庁議及び幹部会議に関する規程(平成 18 年津市訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 項並びに第 3 条第 1 項及び第 2 項中「助役」を「副市長」に改める。

(津市政策調整会議の設置等に関する規程の一部改正)

第 3 条 津市政策調整会議の設置等に関する規程(平成 18 年津市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「助役」を「副市長」に改める。

(津市事務専決規程の一部改正)

第 4 条 津市事務専決規程(平成 18 年津市訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「助役」を「副市長」に、「事務吏員」を「事務職員」に改める。

第 5 条第 1 項から第 3 項まで及び第 7 項並びに別表第 1 から別表第 4 までの規定中「助役」を「副市長」に改める。

(津市文書管理規程の一部改正)

第 5 条 津市文書管理規程(平成 18 年津市訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 号、第 18 条第 3 項第 1 号イ及び第 19 条第 1 項並びに第 5

号様式中「助役」を「副市長」に改める。

(津市職員任免事務取扱規程の一部改正)

第6条 津市職員任免事務取扱規程(平成18年津市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表採用の項を次のように改める。

採用	現に職員でない者を職員の職に任命すること(出向により任命権者を異にする他の機関から異動してきた職員を任命する場合を含む。)をいう。	津市〇〇に任命する 〇〇を命ずる 〇〇職〇級に決定する 〇〇号給を給する(円) 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 例 1 組織上の職に採用する場合 「津市事務(技術)職員に任命する 〇〇部〇〇課長を命ずる 行政職〇級に決定する 〇〇号給を給する(円)」 2 組織上の職以外に採用する場合 「津市事務(技術)職員に任命する 主事(技師)を命ずる 行政職〇級に決定する 〇〇号給を給する(円) 〇〇部〇〇課勤務を命ずる」
----	---	--

		「津市事務（技術）職員に任命する 主事補（技師補）を命ずる 行政職〇級に決定する 〇〇号給を給する（円） 〇〇部〇〇課勤務を命ずる」 「津市保育士に任命する 行政職〇級に決定する 〇〇号給を給する（円） 〇〇園勤務を命ずる 「津市技術員（技能員）に任命する 行政職〇級に決定する 〇〇号給を給する（円） 〇〇部〇〇課勤務を命ずる」
--	--	---

別表再任用の項及び併任の項中「津市事務（技術）吏員」を「津市事務（技術）職員」に改める。

（津市職員試験選考委員会規程の一部改正）

第7条 津市職員試験選考委員会規程（平成18年津市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「助役」を「副市長」に、「吏員等」を「職員」に改める。

第4条第2項中「吏員」を「職員」に改める。

（津市職員服務規程の一部改正）

第8条 津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 1 9 条第 3 項中「助役」を「副市長」に改める。

(津市職員研修規程の一部改正)

第 9 条 津市職員研修規程（平成 1 8 年津市訓令第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「吏員」を「職員」に改める。

(津市庁舎防火等管理規程の一部改正)

第 1 0 条 津市庁舎防火等管理規程（平成 1 8 年津市訓令第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 1 2 条第 3 項中「助役」を「副市長」に改める。

(津市土地取得等審査委員会規程の一部改正)

第 1 1 条 津市土地取得等審査委員会規程（平成 1 8 年津市訓令第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「委員をもって」を「委員で」に改め、同条第 2 項中「助役」を「副市長」に改める。

(津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正)

第 1 2 条 津市行財政改革推進本部設置規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「助役」を「副市長」に改める。

(津市電子自治体推進本部設置規程の一部改正)

第 1 3 条 津市電子自治体推進本部設置規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 2 号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成 18 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 共通専決事項の表中「課の所管」を「課等の所管」に、「課長の」を「課長（室長）の」に改める。

別表第 2 個別専決事項の表市長公室の表政策課の項中

「

	7 非核平和に係る事業の推進に関すること。				○	
--	-----------------------	--	--	--	---	--

」

を削り、「6 新市まちづくり計画」を「7 新市まちづくり計画」に、「5 政策調整会議」を「6 政策調整会議」に、「4 地方拠点都市地域」を「5 地方拠点都市地域」に、「3 庁議」を「4 庁議」に、

「

	2 国土利用計画に係る調整に関すること。				重要 なも の	特に 重要 なも の
--	----------------------	--	--	--	---------------	---------------------

」

を

「

	2 国土利用計画に係る調整に関すること。				重要 なも の	特に 重要 なも の
	3 自治の基本に係る条例に関すること。	軽易 なも の	やや 重要 なも の		重要 なも の	特に 重要 なも の

」

に改める。

別表第 2 個別専決事項の表総務部の表広報広聴課の項中「8 パブリック・コメント」を「9 パブリック・コメント」に、「7 陳情」を「8 陳情」

に、「6 住民意識調査」を「7 住民意識調査」に、

「	5	ホームページの企画及び編集に関すること。				○	

を「

「	5	ホームページの企画及び編集に関すること。				○	
	6	市の花、木及び鳥並びに市民歌に関すること。	軽易なものの	やや重要なものの	重要なものの		特に重要なものの

に改める。

別表第2個別専決事項の表市民部の表市民交流課の項中

「	4	消費生活モニターに関すること。		○			

を削り、「5 消費者相談」を「4 消費者相談」に、「6 計量法」を「5 計量法」に、「7 交通安全対策」を「6 交通安全対策」に、「8 交通災害共済」を「7 交通災害共済」に、「9 交通安全」を「8 交通安全」に、「10 国際化」を「9 国際化」に、「11 国際交流」を「10 国際交流」に、「12 姉妹都市」を「11 姉妹都市」に、「13 都市間交流」を「12 都市間交流」に改め、同表人権課の項を次のように改める。

人権課	1	人権施策の計画、実施及び調整に関すること。	軽易なものの	やや重要なものの	重要なものの		特に重要なものの
	2	非核平和に係る事業の推進に関すること。			○		

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表福祉管理課の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

別表第2個別専決事項の表都市計画部の表建築指導課の項中「住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）」に、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に、「高齢者、身体

障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）に基づく」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定建築物の」に改める。

別表第4個別専決事項の表総務部総務課の表地域振興室の項中「及び調整」を「及び総合調整」に、「総合支所との連絡調整」を「総合支所との総合調整」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

津市訓令第3号

庁中一般
出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1久居総合支所の表総務課の部総務担当の項第24号中「課」を「総合支所及び課（地域振興室を含む。）」に改め、同号を同項第26号とし、同項第23号の次に次の2号を加える。

(24) 総合支所の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。

(25) 総合支所に係る予算の調製に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表総務課の部総務担当の項第19号及び第20号中「支所職員」を「総合支所職員」に改め、同項第24号中「課」を「総合支所及び課（地域振興室を含む。）」に改め、同号を同項第26号とし、同項第23号の次に次の2号を加える。

(24) 総合支所の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。

(25) 総合支所に係る予算の調製に関すること。

別表第5共通専決事項の表中「43 以上」を「44 以上」に、「42 収入金」を「43 収入金」に、「41 収入金」を「42 収入金」に、「40 収入金」を「41 収入金」に、「39 収入金」を「40 収入金」に、「38 寄附金品」を「39 寄附金品」に、「37 支出金」を「38 支出金」に、「36 予算」を「37 予算」に、「部長以上」を「総合支所長以上」に、「部次長の」を「副総合支所長の」に、「課長の」を「課長（室長）の」に、「35 支出命令」を「36 支出命令」に、「34 収入金」を「35 収入金」に、「33 収入金」を「34 収入金」に、「32 次に」を「33 次に」に、「31 契約」を「32 契約」に、「30 物品」を「31 物品」に、「29 物品」を「30 物品」に、「28 工事」を「29 工事」に、「27 工事」を「28 工事」に、「26 工事」を「27 工事」に、「25 工事」を「26 工事」に、「24 工事」を「25 工事」に、「23 工事」を「24 工事」に、「22 工事」を「23 工事」に、「21

課」を「22 課等」に、「20 工事用資材」を「21 工事用資材」に、「19 工事」を「20 工事」に、「18 工事」を「19 工事」に、「17 部内」を「18 総合支所内」に、「16 課等」を「17 課等」に、「15 出張」を「16 出張」に、「14 職務」を「15 職務」に、「13 公用車」を「14 公用車」に、「12 道路通行」を「13 道路通行」に、「11 火災保険等」を「12 火災保険等」に、「10 普通財産」を「11 普通財産」に、「9 専用公印」を「10 専用公印」に、「8 公文書」を「9 公文書」に、「7 津市個人情報保護に関する条例」を「8 津市個人情報保護に関する条例」に、「6 津市情報公開条例」を「7 津市情報公開条例」に、「5 次に」を「6 次に」に、「4 計画」を「5 計画」に、「3 計画」を「4 計画」に、「2 関係諸団体」を「3 関係諸団体」に、「決裁区分修正」を「極めて軽易なもの」に、

1 部内各課の調整及び取りまとめに関すること。			○		
-------------------------	--	--	---	--	--

を

1 総合支所所管区域の事業推進に係る総合調整及び関係部等との調整に関すること。				○	
2 総合支所内各課等の調整及び取りまとめに関すること。			○		

に改める。

別表第5（共通専決事項の表を除く。）中「31 契約」を「32 契約」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般
出先機関

津市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

津市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

津市職員被服等貸与規程（平成18年津市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「いない者」の次に「（保育所、学校及び幼稚園に勤務する職員（看護師を除く。）を除く。）」を加え、「、保育所に勤務する職員、看護師、幼稚園に勤務する職員及び学校に勤務する職員」を「並びに保育所、学校及び幼稚園に勤務する技術員及び技能員（調理員を除く。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。